

<第3次四街道市男女共同参画推進計画の評価方法について>

○計画の体系

第3次四街道市男女共同参画推進計画は、『めざす社会のすがた』:「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会」の実現に向け、5つの「課題」及び「計画の推進体制」を設定し、課題の解決及び推進体制の強化のための「施策の方向」、施策の方向に合わせた「基本的施策」、これらを実施するための具体的な93の「取り組み」を定めています。また、各課題に「成果指標」を設定しています。

計画の推進に当たっては、各取り組み等の実施の成果を把握し、その着実な推進を図るため、毎年度、評価を行います。

(計画の体系イメージ)

めざす社会のすがた:「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会」

課題

施策の方向

基本的施策

取り組み

※全体は第3次四街道市男女共同参画推進計画をご覧ください。

○評価について

評価は、93の「取り組み」について評価を行います。評価は計画実施期間（平成26年度～令和3年度）の各年度で行い、第3次四街道市男女共同参画推進計画・評価結果表、成果指標達成状況一覧及び各委員会・団体等委員の女性比率表を公表します。

○各年度の評価

第3次四街道市男女共同参画推進計画は、実施・成果の内容により評価をします。評価の方法については、以下のとおりです。

1. 取り組みの評価

第3次四街道市男女共同参画推進計画の取り組みには、「主目的事業：男女共同参画推進を主目的とする事業」と「関連事業：男女共同参画推進が主目的ではないものの、事業の実施が男女共同参画推進に寄与する事業」の2種類があります。評価は、「取り組み内容」が実施されたかどうかを主眼を置き、主目的事業については「男女共同参画が推進されたかどうか」、関連事業については「男女共同参画上の視点をもって事業に取り組むことができたかどうか」により評価します。また、評価に当たっては、評価年度より前年度の成果・実績からさらに取り組みが進められたかに加え、成果指標達成状況や、各委員会・団体等委員の女性比率についても十分に踏まえるものとします。

取り組みの評価

評価	取り組み評価によるイメージ
◎	計画を上回る取組（前倒しで実行した場合を含む）
○	計画どおりの取組（8割程度）
●	計画は概ね取組まれた（5～7割程度）
△	計画の取組みに不足がある
▲	再検討（中止含む）
—	評価対象外

2. 第3次四街道市男女共同参画推進計画・評価結果表（令和元年度）

各課題等の評価については、各課題等の下に位置づけた各取り組みの推進度をもって評価とします。なお、推進度は、各課題等において、取り組み評価「◎計画を上回る取組、○計画どおりの取組、●計画は概ね取組まれた」の数が占める割合としたものとなります。